

重種種馬機械・施設等整備事業

(地方競馬全国協会畜産振興事業)

重種種馬機械・施設等整備事業の概要

(1) 機械等導入費補助事業

重種馬の飼養環境や経営の改善を図るため、機械等を導入する場合に、その機械等の導入に要する経費の一部を補助する事業

(2) 施設等整備費補助事業

重種馬の飼養頭数の維持・拡大を図るため、施設等を整備する場合に、その施設等の整備に要する経費の一部を補助する事業

※いずれの事業も実施期間は「令和7年4月1日～令和8年3月31日」のため、納品又は竣工（引き渡し）は実施期間内に完了すること。

重種種馬機械・施設等整備事業の対象者①

1. 以下の①～⑤のいずれかに該当する馬を飼養する者

- ① (公社)日本馬事協会が定める「種雌馬貸付規程」に基づき貸付を受けたばんえい競馬引退雌馬
- ② (公社)馬事協会が定める「種雄馬管理規程」に基づき配置された重種種雄馬
- ③ 過去3年間に、要綱別表に記載の I - (3) - ①奨励金交付事業により導入若しくは自家保留した重種種雌馬
- ④ 過去3年間に、要綱別表に記載の I - (3) - ②導入貸付事業により貸付を受けた重種種雌馬
- ⑤ 過去3年間に、要綱別表に記載の I - (4) - ①種付奨励事業の対象となった重種種雄馬

重種種馬機械・施設等整備事業の対象者②

2. 事業年度の前年（R6.12.31）時点で、（公社）日本馬事協会が行う繁殖登録を受けた重種種雌馬を3頭以上、又は上記②、⑤に該当する重種種雄馬を1頭以上飼養していること。（種雌馬も少なくとも1頭は①、③、④いずれかの対象となっていること）

3. 都道府県の指導等を受けられる者であること。

（事業実施主体が自ら機械等の導入又は施設等の整備を行う場合）

重種種馬機械・施設等整備事業の対象者の特例①

事業実施主体が重種馬生産の担い手として特に認めた場合であって、以下の要件を遵守できる者は、令和7年度から9年度に限り 1. と2. の要件を満たしていなくても事業への参加が可能。

① 次の i、ii いずれかの要件を満たすものであること。

i : 事業実施の翌年度から起算して3か年を目途に、（公社）日本馬事協会の繁殖登録を受けた重種種雌馬を3頭以上飼養する計画を有し、翌年度には少なくとも1頭、重種種雌馬を飼養できる者であること。

ii : 事業実施の翌年度に少なくとも1頭、重種種雄馬を飼養できる者であること。

※事業実施の翌年度以降に重種馬を飼養できなかった場合は、利用状況報告書提出と併せて弊会畜産振興課までお申し出ください。

重種馬機械・施設等整備事業の対象者の特例②

事業実施主体が重種馬生産の担い手として特に認めた場合であって、以下の要件を遵守できる者は、令和7年度から9年度に限り 1. と2. の要件を満たしていなくても事業への参加が可能。

② ① i の計画が達成されるまでの間、事業実施主体から計画達成に向けた指導を受けられること

※計画が達成できない場合は、補助事業で導入・整備した機械・施設等の法定耐用年数期間中、継続して指導を受ける必要があります。

重種種馬機械・施設等整備事業の補助率等

(1) 機械等導入費補助事業

	補助率	上限額
重種馬生産者：	<u>1/2</u> 以内	(<u>750</u> 万円)

(2) 施設等整備費補助事業

	補助率	上限額
重種馬生産者：	<u>1/2</u> 以内	(<u>1,000</u> 万円)

重種種馬機械・施設等整備事業の対象物件

(1) 機械等導入費補助事業

区分	主要な機械 (注:リースの場合、リース期間は6年が基本)
飼料生産 利用機械等	トラクター、ベールグラブ等アタッチメント類、サイレージストッカー、ローダー類、ロータリー類、テッダー類、レーキ類、モアークラス、ローラー類、ハロー類、ワゴン類、シーダー類、プラウ、コンディショナー、マニヤワゴン等ワゴン類、飼料攪拌機、播種機、散布機、マニヤスプレッダー、スラリーポンプ、バキュームカー、ラッピングマシン、フロントローダー、カッター、ロールベラー、ロールカッター、ヘイベラー、ヘーメーカー、農業用GPS、フォークリフト、ハーベスター
重種馬 飼養機械等	馬房マット、ウォーキングマシン、簡易式覆馬場、簡易式きゅう舎、ホイルローダー、ショベル、集ふん機、細霧装置、通風装置、監視カメラシステム、送風機、発電機（ただし発電機のための導入は認めない）、畜舎カーテン、冷暖房装置、洗浄機、給水用加温装置
その他の重 種馬生産に 資する機械 等	専用馬運車、トラック（ただし馬積載箱と一体的に整備する場合に限る）、人工授精用機器、けん引用そり、馬積載箱

(2) 施設等整備費補助事業

区分	主な施設
重種馬の 生産及び 管理に必 要な施設	きゅう舎、堆肥舎、飼料庫、分娩舎、種馬場、人工授精場、馬洗い場、牧柵、放牧場、給水施設・飲水場、粹場、馬積み降ろし施設
重種馬の けん引能 力強化に 必要な施 設	調教用施設

(3) その他

事業名	対象となり得る機械・施設
機械等導入費補助事業	畜産クラスター関連事業対象機械装置一覧（令和6年1月22日現在）のうち、理事長が特に必要と認めたもの。
施設等整備費補助事業	重種馬の生産、飼養管理及びけん引力強化に必要な施設のうち、理事長が特に必要と認めたもの。

重種馬機械・施設等整備事業の対象物件

【注意事項】

※表に記載のないものは、**補助の対象としない**

（機械等導入）

※一般に市販されているものに限る。（試験研究的なものは対象としない）

※新品又は中古のいずれも対象とする。ただし、中古の場合は耐用年数が2年以上残っているものに限る。

※令和7年度以降に発売される型式のトラクターにあっては、安全性検査に合格したものであること。

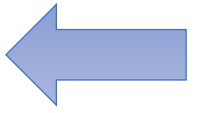
（施設等整備）

※重種馬の生産を目的とした施設等であること。

※自家施工による整備も対象とし、その場合は資材等の購入費を補助する。

補助事業公募の事務フロー

※公募で選定されないと補助事業に申請できません！



書類等

補助事業参加希望団体

(農協等)

- 補助事業応募書



- 事業実施主体候補者としての選定通知

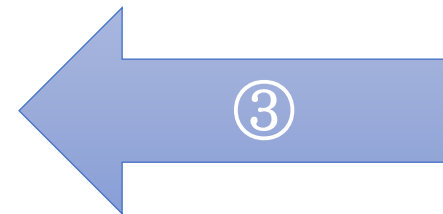


地方競馬全国協会

- 補助事業応募書



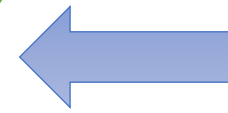
- 事業実施主体候補者の選定



審査委員会

④の通知をもって補助事業参加希望団体は事業実施主体候補者として選定され、事業実施期間中は毎年度、補助事業申請(次頁にて説明)が可能になります。なお、本事業の事業実施期間は令和7年度から9年度の3年間です。

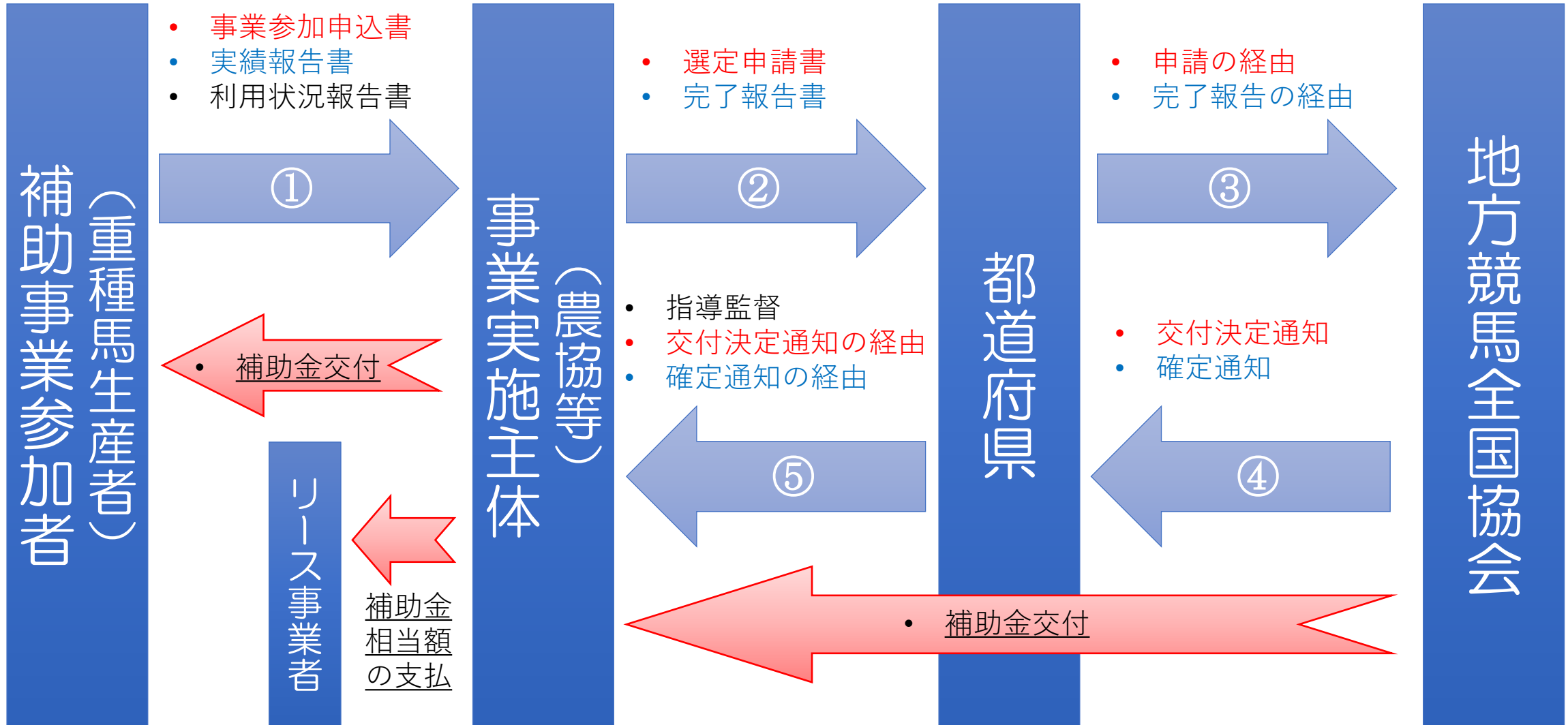
重種馬機械・施設等整備事業の 事務フロー



書類等



補助金



①補助事業参加者（重種馬生産者）の事務手続き

• 事業参加申込書の提出

【主な添付必要書類】

- 見積書の写し
- 導入機械のカタログ（「機械等導入」の場合）
- 施設の整備内容が分かる図面及び配置図（「施設等整備」の場合） など

• 実績報告書の提出

【主な添付必要書類】

- 契約書及び納品書、請求書、領収書の写し
- 導入した機械又は整備した施設の写真
- 施設の整備内容が分かる図面及び配置図（「施設等整備」の場合） など

• 利用状況報告書の提出

- 導入した機械又は整備した施設の利用状況を毎年度(※)事業実施主体に報告する。
(※「耐用年数」期間中)

②事業実施主体（農協等）の事務手続き

• 選定申請書の提出

【主な添付必要書類】

- 補助事業参加者から提出された「[事業参加申込書](#)」を取りまとめる。
- 参加申込書を取りまとめた「[参加申込一覧表](#)」を作成する。
- 補助事業参加者についての「[個別意見概要書](#)」を作成する。

• 完了報告書の提出

【主な添付必要書類】

- 補助事業参加者から提出された「[実績報告書](#)」を取りまとめる。
- 実績報告書を取りまとめた「[支払請求書提出状況一覧表](#)」及び「[実績一覧表（事業対象者等一覧表）](#)」を作成する。

• 利用状況報告書の提出

- 補助事業参加者から提出された「[利用状況報告書](#)」を取りまとめる。※
（※事業実施年度の翌年度から起算して3年度分）